

宍粟市教育委員会告示第3号

宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

平成28年4月1日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱の一部を改正する要綱

宍粟市通学バス使用料の徴収及び減免に関する要綱（平成27年宍粟市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

対象幼稚園	使用対象地域及び使用料を徴収する対象者
宍粟市立三方幼稚園	一宮町福知、一宮町生栖、一宮町楽里、一宮町西深、一宮町深河谷、一宮町西公文（小原及び溝谷地区に限る。）、一宮町河原田（阿舎利地区に限る。）、一宮町上岸田、一宮町百千家満、一宮町草木、一宮町千町、一宮町黒原、一宮町井内、一宮町横山及び一宮町倉床から通学バスを使用して通園する児童の保護者
宍粟市立波賀幼稚園	波賀町日見谷、波賀町谷、波賀町小野（下小野地区に限る。）、波賀町水谷、波賀町皆木（冬季間に限る。）、波賀町飯見、波賀町野尻、波賀町原、波賀町日ノ原、波賀町音水、波賀町引原、波賀町鹿伏、波賀町戸倉及び波賀町道谷から通学バスを使用して通園する児童の保護者

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。